

○水資源機構契約監視委員会の設置に関する規程

(平成 21 年 12 月 8 日水機規程平成 21 年度第 17 号)

最終改正 令和 5 年 3 月 28 日 (4 月 1 日実施。ただし、第 2 条第 3 項は 12 月 13 日実施。)

(通則)

第 1 条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の発注する工事(建設工事有資格業者認定要領(水公達平成 9 年第 5 号)第 3 条に規定する工事をいう。以下同じ。)及び建設コンサルタント業務等(測量・コンサルタント等有資格業者認定要領(水公達平成 7 年第 5 号)第 3 条に規定する業種をいう。以下同じ。)並びに物品購入等(物品購入等有資格業者認定要領(水公達平成 7 年第 8 号)第 4 条に規定する物品等をいう。以下同じ。)に係る契約において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行うため、及び機構が透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいるかの点検を行うため、機構に水資源機構契約監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第 2 条 委員は、機構の監事のほか、公正かつ中立の立場で客観的に入札及び契約についての点検・見直しその他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 5 人以内で構成する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 9 委員会は、委員の氏名及び職業を公表する。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について点検・見直しを行うものとする。

- 一 機構が発注した工事(予定価格が 250 万円を超えないものを除く。以下この条において同じ。)及び建設コンサルタント業務等(予定価格が 100 万円を超えないものを除く。以下この条において同じ。)並びに物品購入等(物品等の調達に関する契約事務処理要領第 4 条第 3 項第 8 号から第 13 号までに規定するものを除く。以下この条に

において同じ。)に関し、競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約理由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか点検・見直しを行うこと。

二 機構が発注した工事及び建設コンサルタント業務等並びに物品購入等に関し、一般競争入札による場合で、真に競争性が確保されているか点検・見直しを行うこと。

三 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月27日総務大臣決定)に基づき、機構が調達等合理化計画の策定及び自己評価を行う際に、点検を行うこと。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、原則として年2回開催する。

2 委員会は非公開とし、審議の概要は、これを公表する。

(委員会の招集及び議決)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の総数の4分の3以上の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決することとし、可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の除斥)

第6条 委員は、第3条各号に規定する事務に関し、自己又は3親等以内の親族の利害に関係を有する議事に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、第3条各号に規定する事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、技術管理室契約企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定め、併せてその内容を公表する。